

提出日(西暦)	2016年3月22日
---------	------------

品質管理システム概要書(2016年3月22日現在)

監査事務所名 SCS国際有限責任監査法人

代表者名 牧 辰人

1. 品質管理に関する責任の方針及び手続

当監査法人は、監査業務の質を合理的に確保することを目的として、監査契約の新規の締結及び更新から、監査計画の策定、監査業務の実施及び監査報告書の発行に至る品質管理のシステムに関する適切な方針及び手続を当監査法人の「品質管理規程」の中で定めており、代表社員が、当監査法人の品質管理のシステムの整備及び運用に関する最終的な責任を負っています。

【不正リスクへの対応】

当監査法人の品質管理のシステムに関する方針及び手続は、不正リスクへの対応を含んでおり、品質管理担当社員が、当該不正リスクへの対応に関わる方針の策定とモニタリングに関して責任を負っています。

2. 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続

(1) 職業倫理

当監査法人は、公認会計士法・同施行令・同施行規則、日本公認会計士協会会則・倫理規則等(以下、公認会計士法等)に基づき、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を「品質管理規程」の中で定めており、職業倫理に関する定期的な社内研修の実施、外部研修への参加、個別面談等を通じて、監査実施の責任者及び監査補助者に対し、職業倫理の周知・徹底を図っています。

(2) 独立性の保持

当監査法人は、公認会計士法等で定める独立性の規定を遵守することを合理的に確保するため、独立性の保持のための方針及び手続を「品質管理規程」の中で定めており、独立性のチェックリストによる利害関係の有無の調査、独立性に関する定期的な社内研修の実施、外部研修への参加、個別面談等を通じて、監査実施の責任者及び監査補助者に対し、独立性の周知・徹底を図っています。

(3) ローテーションの方針及び手続

当監査法人は、監査人の外観的独立性に対する疑念を払拭することを目的として、監査業務に關与する社員のローテーションの方針及び手続を「品質管理規程」の中で定めており、公認会計士法等に準拠した一定期間のローテーションを義務付けています。

### 3．契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

当監査法人は、適切な監査業務を実施できるかを判断するため、監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を「品質管理規程」の中で定めており、契約締結前に、独立性の確認、受嘱予定監査業務のリスク評価を実施し、その結果についてすべての代表社員の承認を得ることとしています。また、契約締結後であっても当該事前の独立性確認、リスク評価結果に影響を与える事象が識別された場合には、代表社員間で協議がなされ、契約の解除も含めた適切な対応をとることとしています。

#### 【不正リスクへの対応】

当監査法人は、監査契約の新規の締結、及び更新時のリスク評価にあたっては、不正リスクを十分に考慮し、当該検討の結果、不正リスクが高いと評価された場合には、品質管理担当社員に報告され、代表社員によるリスク評価結果の承認とは別に、品質管理担当社員による承認が必要となります。

### 4．専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続

当監査法人は、専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任に関する方針及び手続を「品質管理規程」の中で定め、監査業務を実施するために必要な能力、経験及び求められる職業倫理を備えた専門要員を確保するための体制を整備、運用しています。具体的には、採用に関しては、専門要員（監査の責任者及び補助者）の選考は、書類審査の上、能力・経験に関するインタビューを行い、すべての代表社員の同意により、当監査法人の業務を適切に遂行可能と判断した者を採用しています。教育・訓練に関しては、対象者の継続的専門研修制度の要件を充足は必須として毎年度対象者に確認を実施している他、職業倫理及び独立性に関わる定期的な社内研修及び外部研修受講の推奨に加え、専門知識に関わる外部セミナーの案内を行い、参加を促しています。評価に関しては、監査業務を適切に遂行するために必要な各職位に求める能力・経験・知識等を要件定義した評価シートを元にした評価を行っており、少なくとも年に1度、個別面談を行っています。監査チームの編成にあたっては、各業務に必要な知識、経験を備えた者から編成されるよう配慮の上、実際の監査チームのメンバーに対して十分な業務内容の説明を行い、他の業務にかかる時間なども考慮し、監査業務を適切に遂行するために十分な時間が確保できるか、本人と協議を行った上で、チーム編成を確定することとしています。

#### 【不正リスクへの対応】

専門要員に対しては、継続的専門研修制度における不正に関わる研修の他、監査法人内部の不正専門家による内部研修の受講を義務づけております。また、監査業務の遂行にあたり、高い不正リスクが識別された場合には、不正の専門家をチームに参画させることを義務づけております。

### 5．業務の実施

(1) 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

当監査法人は、監査基準及び監査基準委員会報告書、監査・保証実務委員会が公表する委員会報告等に準拠した上で、当監査法人独自の知見、経験を蓄積した監査業務の実施に関する方針及び手続を監査マニュアルとして定めております。当該方針及び手続には、監査手続の遂行、補助者への適切な指示・指導、監督及び査閲の方法、監査調書としての記録及び保存の方法等が含まれております。

【不正リスクへの対応】

当監査法人は不正リスクの検討手続を監査マニュアルに含めており、監査の全過程において、職業的懐疑心を発揮できるよう、監査業務に適用しています。

(2) 専門的な見解の問合せの方針及び手続

当監査法人は、監査の責任者又は品質管理担当社員が必要と判断した場合に、当監査事務所内外の専門的な見解の問合せを行うための方針及び手続を監査マニュアルの中で定めており、例えば、米国基準、IFRS等の他地域の会計基準に関しては、SCSネットワークの他の監査法人等を利用し、専門的な見解を入手する等の体制を整備、運用しています。

【不正リスクへの対応】

当監査法人の監査マニュアルは、不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況が識別された場合に専門的な見解を得るための方針と手続が含まれております。

(3) 審査の方針及び手続

当監査法人では、品質管理基準委員会報告書等に従い、審査を要しないと判断した監査業務を除き、すべての監査業務において、監査計画及び監査意見形成のための監査業務に係る審査を実施しており、審査に関する方針及び手続を監査マニュアルの中で定めています。

【不正リスクへの対応】

当監査法人では、監査の過程で不正による重要な虚偽の表示の疑義があると判断された場合、品質管理担当社員同席の下で、入手した監査証拠が十分かつ適切であるかどうかという観点での審査の受審が義務付けられています。

(4) 監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

監査上の判断の相違については、専門的問い合わせの手続、審査、代表社員間で議論を重ねて解決を図り、監査報告書は、監査上の判断の相違が解決しない限り発行しない方針としています。また、最終的な判断の根拠は、必ず文書化することとしています。

(5) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続

当監査法人は、監査調書の管理の方針及び手続を監査マニュアルの中で定めており、監査ファイルの最終的な整理を完了する期限は、監査報告書日後60日を経過しない日までとしてい

ます。また、監査調書の保存期間は、監査対象事業年度に係る最終の監査報告書日から起算して10年間と定めています。

## 6．品質管理のシステムの監視

### (1) 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセス

当監査法人は、品質管理のシステムの監視に関するプロセスを「品質管理規程」の中で定めており、品質管理担当社員が、品質管理のシステムに関する日常的監視及び代表社員を含めた定期的な検証を行っています。

#### 【不正リスクへの対応】

品質管理担当社員は、当監査法人の品質管理のシステムの日常的監視及び定期的な検証時において、不正リスクへの対応が十分になされている状況にあるかという観点での検証を行っております。

### (2) 識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

識別した品質管理のシステムにおける不備は、品質管理担当社員及び全ての代表社員に報告され、是正方針について協議がなされたのち監査の責任者に伝達されます。また、改善活動の進捗状況と結果も適時に品質管理担当社員に報告され、識別した不備が適時に評価、伝達され、是正される体制を整備、運用しています。

### (3) 不服と疑義の申立ての方針及び手続

当監査法人内外からの不服と疑義の申立てを適切に受領、管理し、真摯に対処することを合理的に確保するために不服と疑義の申立てに関する方針及び手続を「品質管理規程」の中で定めています。

#### 【不正リスクへの対応】

当監査法人では、不正リスクに関わる情報に対し、より適切に対応することを確保するため、当監査法人内外からもたらされる申立ては、まず代表社員、及び関係する監査責任者に必ず伝達されます。代表社員、又は監査責任者は、当該情報が不正リスクに関わるものである場合、監査業務への影響を十分に検討の上、当該検討結果と対応方針、及び対応結果について、品質管理担当社員への報告が義務づけられています。

## 7．監査事務所間の引継の方針及び手続

当監査法人は、監査人の交代に際して、前任の監査人となる場合又は後任の監査人となる場合について、監査基準委員会報告書に準拠した、監査業務の引継に関する方針と手続を「品質管理規程」の中で定め、対面による引き継ぎと、引き継ぎ内容の書面化を原則義務化する等により、財務諸表における重要な虚偽の表示に関わる情報又は状況、その他監査業務の引き継ぎにあたって共有されるべき重要な情報を提供又は入手できる体制を整備しております。

【不正リスクへの対応】

当監査法人の監査業務の引継に関する方針と手続は、監査人の引き継ぎにあたり、識別されている不正リスクと対応状況について、十分な引き継ぎを行う事を義務づけております。

8．共同監査の方針及び手続

当監査法人は、共同監査に関する方針及び手続を「品質管理規程」の中で定めており、他の監査事務所の品質管理システムに関わる規程の入手や面談によるリスク評価などを通じ、当監査法人と、他の監査事務所の品質管理のシステムが当該監査業務の質を合理的に確保するものであるかどうか、監査契約の新規の締結及び更新の際、並びに、必要に応じて監査業務の実施の過程において確かめる体制を整備しています。

9．組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続

当監査法人は、合併等の組織再編は行っておりません。品質管理のシステムは、当該監査法人の規模、監査対象会社の業態や規模、監査業務の複雑性、利害関係者や社会からの期待等を総合的に勘案の上、常に適切な体制を整備することが重要であると考えており、社内会議において、代表社員始め社員、監査の責任者を中心に、定期的に当監査法人の品質管理のシステム状況の共有と是正活動を行っています。

以 上

この品質管理システム概要書は、監査事務所が自己責任の下に作成し、品質管理委員会へ提出したものをそのまま掲載しており、品質管理委員会がこの品質管理システム概要書の記載内容の正確性や妥当性を保証するものではない。